

平成 24 年 6 月 25 日

公立大学法人 都留文科大学
理事長 西 室 陽 一 様

監事

鶴 川 正 树



監事

信 田 十 三



地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 6 月 13 日に公立大学法人都留文科大学の平成 23 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 23 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

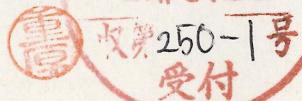
業務監査については、平成 23 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 254 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

都留文科大学

24.6.25



- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3. 是正又は改善を要する事項

(1) 会計監査

- ① 会計業務の分担を行い効果があらわれている。
- ② 運営交付金の算定に当たっては、交付税算入される計算値と大学運営上のベースとなる実績値を切り離して考慮し、施設整備費や退職手当の財源を確保すべき。
- ③ 財務諸表の基データ管理は現課に分担し、チェックを会計担当が実施する体制とすること。
- ④ 財務会計システムの改善を検討すること。
- ⑤ 消耗品、備品費等全体の公共調達の効率化を目指し、検証目標を立てて実行すること。
- ⑥ カード決済導入を検討すること。
- ⑦ 15時以降の現金取扱については、金種表を作成しダブルチェックすること。

(2) 業務監査

- ① 中期目標の数値目標として掲げられている就職率については、学生の出身地である地方の就職状況の厳しさがそのまま反映されている面はあるが、向上に向けて一層の創意工夫が望まれる。
- ② 年度計画の達成度が十分でない項目については、達成が図られるよう継続的に取り組むこと。
- ③ 市民と大学、学生の密接な関係をセールスポイントとして学生募集につなげていく努力が望まれる。
- ④ 授業アンケート結果の活用、教員相互の授業参観の実施など、F D活動の進捗がやや遅れている。教育の質の向上を目指す活動について一層の充実を図ること。

4. その他必要と認める事項

- ① 全国に誇れる公立大学として個性溢れる実績を残し、経営も安定していることが認められる。この時期に将来を見据えた職員体制の増強、新学部設立等の改革が必要と思われる。
- ② 学園都市の中核を担うため、現在のセンターの活用など、更なる地域との交流の機会の創設と充実を図られたい。